

51	福祉保健局	低所得者・離職者の生活の安定に向けた支援
事業概要	<p>低所得者・離職者の就労・住居の確保・生活の安定に向けて、国や区市町村等と連携して効果的な施策を展開する。</p> <p>1 低所得者・離職者対策事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 低所得者や離職者の生活安定に向けた効果的な支援を推進するため、区市町村が地域の実情に応じて実施する、関係機関とのネットワーク構築や常設の相談窓口の整備等に対する補助を行う。</p> <p>2 受験生チャレンジ支援貸付事業 中学3年生、高校3年生を養育する低所得世帯を対象に、学習塾代や受験料等を無利子で貸し付ける。</p> <p>（1）学習塾等受講料貸付金 貸付限度額 中学3年生、高校3年生 20万円</p> <p>（2）大学等受験料貸付金 貸付限度額 中学3年生 5万4千円（1校当たり上限2万3千円、4校分まで） 高校3年生 10万5千円（1校当たり上限3万5千円、3校分まで）</p> <p>3 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び厚生労働省と連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。</p> <p>また、介護職場での就労を目指す離職者に対して、介護職支援コースを設置し、訪問介護員2級の資格取得支援、就労支援を行い、離職者の生活の安定を図る。</p>	
これまでの経過	平成20年度に開始した生活安定化総合対策事業（緊急総合対策3か年事業）は平成22年度をもって終了した。事業を再構築して、低所得者・離職者対策事業、受験生チャレンジ支援貸付事業、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を平成23年度から新たに開始した。	
現在の進行状況	<p>利用状況（平成23年9月30日現在 累計実績）</p> <p>（1）受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付件数 1,877件</p> <p>（2）住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業</p> <p>窓口相談件数 3,701件（うち介護職支援コース 1,429件）</p> <p>事業登録者 409件（うち介護職支援コース 101件）</p> <p>就職者数 86名（うち介護職支援コース 39名）</p>	
今後の見通し	生活の安定に向けた支援を必要とする低所得者・離職者に対し、国や区市町村等と連携して各事業を着実に実施する。	
問い合わせ先	福祉保健局 生活福祉部 生活支援課	電話 03-5320-4072